

令和7年度 八雲町教育・保育給付第2号認定利用者負担金基準額表

令和7年4月1日現在

◇八雲町教育・保育給付第2号認定利用者負担金について、下記基準額表により決定しています。

・子どもの年齢計算は、年度初日の前日を基準日として行い、年度中は変更せず計算します。

階層区分 (推定年収)	定 義		利用者負担金（月額）		
			3～5歳児		
			保育料	副食費	ひとり親・障がい児（者）世帯 副食費
第1階層	生活保護世帯等※1		0円	0円	0円
第2階層 (～260万円)	右 欄 の 区 分 に 該 当 す る 世 帯	市町村民税			
		非課税			
第3階層 (～330万円)		所得割課税額 48,600円未満			
第4階層 (～360万円)		所得割課税額 57,700円未満			
第4階層の一部※2 (～360万円)		所得割課税額 77,101円未満		4,900円	4,900円
第4階層 (～470万円)		所得割課税額 97,000円未満			
第5階層 (～640万円)		所得割課税額 169,000円未満			
第6階層 (～930万円)		所得割課税額 301,000円未満			
第7階層 (～1,130万円)		所得割課税額 397,000円未満			
第8階層 (1,130万円～)		所得割課税額 397,000円以上			

※副食費とはおかず、おやつ、牛乳、お茶等、主食（お米など）以外の施設から提供される食費です。
主食費（お米など）は含まれておりません。

※1 生活保護世帯、その他特に困窮していると町長が認めた世帯。

※2 ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯のみ対象。

《裏面も必ずご覧ください》

1 副食費について

- 副食費については八雲町で算定し、利用料決定通知書にてお知らせいたします。利用料決定通知書に金額が記載されている方は副食費徴収対象者となっております。（記載が0円の方につきましては副食費免除対象者となっております。）副食費に関するお問い合わせは八雲町住民生活課児童係までお願いいたします。
- 副食費は、通っている園に直接お支払いいただきます。支払方法については、各園にお問い合わせください。

2 保育料・副食費の算定について

- 4月分～8月分保育料 ⇒ 前年度市町村民税所得割課税額に応じて決定
- 9月分～翌3月分保育料 ⇒ 当年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

- ① 父母の市町村民税所得割課税額の合計が当てはまる階層が、保育料・副食費となります。
- ② 国の定める基準額を上限に、各市町村でそれぞれ階層を決定します。
八雲町の場合、子育て支援として同居祖父母等の市町村民税所得割課税額は計上しないことにしております。
- ③ 第3階層以上における市町村民税所得割課税額の算定については、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は含めずに行います。
- ④ 市町村民税所得割課税額 57,700 円以上（第4階層の一部から第8階層）までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合においては、該当の園に通園（通所）している最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第3子以降の副食費は無料となります。

3 その他のお知らせ

- ・離婚や結婚、転居、転職、退職などにより、給付認定申請書、就労証明書など役場に届け出ている状況と現在の状況が異なる場合は、早急にお申し出ください。
- ・確定申告等により税額が変更となった場合は、早急にお申し出ください。

お問い合わせ先	八雲町住民生活課児童係	☎ 0137-62-2112
---------	-------------	----------------